別紙

申請者	役務の種類	提供区域	兼業する事業	事業開始予定日
株式会社トラストカンパニー 代表取締役　柏　徳書 （茨城県水戸市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	茨城県	利用運送業、倉庫業	令和６年８月１日
株式会社ハタヤモータープール 代表取締役　幡谷　史朗 （茨城県小美玉市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	茨城県	一般貨物自動車運送業、自動車整備業	令和６年７月１日
株式会社藤井運送 代表取締役　小圷　正広 （茨城県水戸市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都（離島を除く。）、神奈川県及び千葉県	一般貨物自動車運送業、倉庫業	令和６年７月１日
クラウン輸送株式会社 代表取締役　板橋　和久 （埼玉県さいたま市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	埼玉県	一般貨物自動車運送業、不動産賃貸業	令和６年７月１日
東日陸運株式会社 代表取締役　小林　秀樹 （埼玉県上尾市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	埼玉県	一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業	令和６年７月１日
株式会社Ｂ－net 代表取締役　谷口　優太 （千葉県千葉市）	3号役務（注2） （高付加価値役務）	東京都（離島を除く。）及び千葉県	貨物軽自動車運送業	令和６年７月１日
シーエヌサービス株式会社 代表取締役　鈴木　靖 （千葉県千葉市）	1号役務（注1） （大型信書便役務） 3号役務（注2） （高付加価値役務）	千葉県	一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業	令和６年７月１日
Green Drive株式会社 代表取締役　阿部　ゆみこ （東京都港区）	1号役務（注1） （大型信書便役務） 3号役務（注2） （高付加価値役務）	東京都（離島を除く。）、埼玉県、千葉県及び神奈川県	貨物軽自動車運送業、集配利用運送業	令和６年７月１日
日本急送株式会社 代表取締役　小仁井　高秀 （東京都新宿区）	3号役務（注2） （高付加価値役務）	東京都（離島を除く。）、千葉県、埼玉県、神奈川県、山梨県、群馬県、栃木県及び茨城県	貨物軽自動車運送業	令和６年７月１日
丸五運輸株式会社 代表取締役　阿部　誠一郎 （神奈川県横浜市）	1号役務（注1） （大型信書便役務）	神奈川県	一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業	令和６年７月１日

注１：１号役務（大型信書便役務）：長さ・幅・厚さの合計が 73㎝ を超え、又は重量が 4kg を超える信書便物を送達する役務

注２：３号役務（高付加価値役務）：その料金の額が８００円を超える信書便物を送達する役務

【参考】

参考資料１：特定信書便事業とは

参考資料２：特定信書便事業への参入状況